

介護老人保健施設梅名の里 運営規程

(主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 静和会 が開設する介護老人保健施設 梅名の里（以下「当施設」という）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(目的)

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第3条 職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目的とする。
- 2 職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険施設サービスの提供に努める。
 - 3 介護保険施設サービス等の実施に当っては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設サービス事業者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 介護老人保健施設を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 介護老人保健施設 梅名の里
- 2 所 在 地 静岡県三島市梅名 578 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 勤務する職員の職種、定数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 職員の職種、員数

(1)	管理者（医師と兼務）	1 名
(2)	医師	1 名以上
(3)	看護職員	10 名以上
(4)	介護職員	24 名以上
(5)	支援相談員	1 名以上
(6)	理学・作業・言語聴覚士	2 名以上
(7)	管理栄養士	1 名以上
(8)	介護支援専門員	1 名以上
(9)	薬剤師	(委託) 0.34 名以上
(10)	事務員	1 名以上
(11)	調理員	(委託)

2 職員の職務内容

- (1) 管理者は当施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な看護を行う。
- (4) 介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切なリハビリテーションを行う。
- (7) 管理栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事の相談を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、施設サービス計画を作成し適切な助言、その他の支援を行う。
- (9) 薬剤師は、当施設の薬剤を有効かつ安全に使用するための薬剤管理業務を行う。
- (10) 事務員は当施設の人事、給与、請求業務、経理業務を行う。

(介護保険施設サービスの内容)

第6条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協業によって施設サービス計画書に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活の世話、また栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

※各種加算の算定は重要受講に基づくものとする。

(利用定員)

第7条 入所定員は100名とする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、特別な室料、日用品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料をご覧ください。

2 その他、注意事項

当施設の利用料及び費用の徴収については、利用者又はその家族に説明し、同意を得るものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・介護保険証の確認 利用の申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認するものとする。

・食 事	施設利用中の食事は、栄養状態の管理をサービス内容としているため、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
------	--

・面 会	面会時間 9:00～17:00
------	-----------------

・外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に届け出るものとする。
--------	-----------------------------------

- | | |
|---------------|--|
| ・喫煙・飲酒 | 原則的には禁止とする。 |
| ・火気の取扱い | 火気の持込は禁止する。 |
| ・設備・備品の利用 | 施設内の設備・備品は本来の用法に従って利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 |
| ・金銭・貴重品の管理 | 金銭・貴重品等は原則として自己管理とする。多額の現金や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。 |
| ・外泊時等の施設外での受診 | 外泊時等に他保険医療機関に受診される場合には、必ず施設までご連絡ください。また、原則的に保険医療機関及び保険薬局より薬剤の支給をうけることはできません。 |
| ・宗教活動・政治活動 | 入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。 |
| ・動物飼育 | 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止する。 |

(非常災害対策)

第 10 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置し、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者、火元責任者には、当施設管理職員を充てる。
- (2) 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①昼間想定防災訓練（消火、通報、避難）	年 1 回
②夜間想定防災訓練（消火、通報、避難）	年 1 回
③非常災害用設備の使用説明の徹底	随 時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画)

第 11 条 当施設は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務継続再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行う。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第12条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生時の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合に、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体的拘束に関する事項）

第13条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、診療記録に記載し、入所者又はその家族に対して説明を行い同意を得るものとする。
- 3 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（衛生管理）

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとするとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

（ハラスメント対策）

第15条 当施設は、職場におけるハラスメント防止するための雇用管理上の措置を以下のように定めるものとする。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び行ってはならない旨の方針を明確化し職員に周知・啓発する。
- (2) 相談に対する担当者をあらかじめ定めることにより、相談への対応のための窓口をあらかじめ職員に周知する。

（秘密保持）

第16条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 当施設が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の情報を使用する場合は、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（苦情処理）

第17条 提供した介護保険施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第18条 虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し（テレビ電話

装置等の活用を可能とする)その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備し責任者を選定する。
- (3) 従業員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を置く。

(協力医療機関)

第 19 条 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、以下の要件を満たす協力医療機関・協力歯科医療機関を定めるものとする。

協力医療機関

- ・名称 芹沢病院
- ・住所 三島市幸原町 2 丁目 3-1

- ・名称 三島中央病院
- ・住所 三島市緑町 1-3

協力歯科医療機関

- ・名称 ヒロ歯科医院
- ・住所 三島市梅名 516 - 3

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 20 条 当施設は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 静和会理事会の承認を得て別に定める。
- 3 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 4 全ての施設サービス職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために定期での研修の機会を設けるものとする。

(附則) この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。